



熊本県公報

号外 第59号
令和7年(2025年)
12月25日(木)
(毎週火・金発行)

目次

登載依頼

○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会）	1
○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	（〃）	1
○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	（〃）	3
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則	（〃）	4
○熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	（〃）	5
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	（〃）	5
○熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	（〃）	5
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	（〃）	15

登載依頼

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第30号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「備考第2項の」の次に「3級である職員で」を加え、「前項に掲げる者のうちその職務の級が3級」を「熊本県立学校職員の給与に関する条例別表第2において職務の級が3級であるものとし、同項の4級である職員で人事委員会規則で定める職員は、同表において職務の級が4級」に改める。

第7条第2項中「備考第2項の」の次に「3級である職員で」を加え、「前項に掲げる者のうちその職務の級が3級」を「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例別表第2において職務の級が3級であるものとし、同項の4級である職員で人事委員会規則で定める職員は、同表及び熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）別表第1の8において職務の級が4級」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会告示第2号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「100分の4」を「100分の10」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

卷之三

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 附則別表の左欄に掲げる期間におけるこの規程による改正後の熊本県職員等の給与簿取扱規程第14条第4号の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則別表

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第31号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
1年未満	371,300 円	60,000 円
1年以上2年未満	371,300	58,600
2年以上3年未満	371,300	57,100
3年以上4年未満	371,300	55,700
4年以上5年未満	371,300	54,200
5年以上6年未満	371,300	52,800
6年以上7年未満	371,300	51,300
7年以上8年未満	371,300	49,900
8年以上9年未満	371,300	48,400
9年以上10年未満	371,300	47,000
10年以上11年未満	371,300	40,600
11年以上12年未満	371,300	34,200
12年以上13年未満	371,300	27,800
13年以上14年未満	371,300	21,400
14年以上15年未満	371,300	15,000
15年以上16年未満	371,300	12,500
16年以上17年未満	367,300	10,000
17年以上18年未満	363,300	7,500
18年以上19年未満	359,300	5,000
19年以上20年未満	355,300	2,500
20年以上21年未満	351,300	
21年以上22年未満	339,000	
22年以上23年未満	324,300	
23年以上24年未満	308,800	
24年以上25年未満	293,300	
25年以上26年未満	277,300	
26年以上27年未満	260,300	

27年以上28年未満	243,300
28年以上29年未満	226,300
29年以上30年未満	208,800
30年以上31年未満	191,300
31年以上32年未満	173,800
32年以上33年未満	155,800
33年以上34年未満	137,300
34年以上35年未満	118,800

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第32号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部改正)

第1条 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける」及び「の2分の1に相当する額を合算した額」を削り、「現に受ける給料の月額」を「給料の月額」に改め、第1号から第3号までを削り、同条第3項及び第4項を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第2項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第6項において同じ。)に受けた」を削り、「現に受ける給料の月額」を「給料の月額」に改め、「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第3項を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「給与に関する他の条例の適用を受けていた者若しくは国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣から勤務に復帰し、若しくは法第22条の4第1項の規定による採用をされ」「、新たに給料表の適用を受ける職員となり」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「規定による採用」の次に「(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項第1号中「給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者又は国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第1号に規定する職員」、「、復帰した日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日」及び「第1項及び第2項(同条第3項及び附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次から第5号までにおいて同じ。)並びに附則第7項」を削り、「前項第2号」を「前項第1号」及び「第2号」に改め、「、復帰した日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日」、「前項第3号」に改め、「第1項及び第2項」を削り、「前項第4号」を「前項第5号」、「前項第2号」に改め、「第1項及び第2項」を削り、「前項第5号」を「前項第6号」に改め、「第1項及び第2項」を削り、「前項第5号」を「前項第4号」に改め、「前項第4号」を「前項第5号」とする。

附則第3項から第7項を削る。

第2条 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和7年熊本県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同条第2項から第4項まで並びに」を「第2条第2項及び」に改め、「及び第3項」を削る。

附則第3項中「第5条第2項及び第3項」を「第5条第1項及び第2項」に、「同条

第2項第1号」を「同条第1項第2号」に、「同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号」を「同項第3号」に、「同項第4号」を「同条第2項第4号」に改める。

附則第4項を削る。

附則第5項中「第5条第2項第3号」を「第5条第1項第2号」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「第5条第2項第4号」を「第5条第1項第3号」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第33号

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の宿日直手当に関する規則（昭和28年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第3号中「7,400円」を「7,700円」に改め、同項第4号中「21,000円」を「22,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の宿日直手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第34号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同項第2号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第3号中「100分の262.5」を「100分の270」に改める。

第2条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に、同項第3号中「100分の270」を「100分の266.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第35号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(校務類型)

第3条 県立学校給与条例第17条の2第2項及び市町村立学校給与条例第16条の2第2項の人事委員会で定める校務は、次の各号に掲げる校務とする。

2 学級担任加算は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

附則第2項中「第3条」を「第3条の2」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条の2関係)

教育職給料表(3)の適用を受ける者

職員の区分 号 級	職務の級 号 級	1級	2級	特2級	3級	4級
	1	円 1,300	円 1,400	円 2,800	円 3,400	円 5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	
	34	1,900	2,200	3,900	4,200	
	35	1,900	2,200	3,900	4,200	
	36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37	2,000	2,300	4,000	4,400	
	38	2,000	2,300	4,000	4,400	
	39	2,000	2,300	4,000	4,400	
	40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41	2,200	2,400	4,000	4,400	
	42	2,200	2,400	4,000	4,400	
	43	2,200	2,400	4,000	4,400	
	44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45	2,200	2,600	4,100	4,600	
	46	2,200	2,600	4,100	4,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	47	2,200	2,600	4,100	4,600	
	48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49	2,300	2,600	4,200	4,700	
	50	2,300	2,600	4,200	4,700	
	51	2,300	2,600	4,200	4,700	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53	2,400	2,800	4,400	4,700	
	54	2,400	2,800	4,400	4,700	
	55	2,400	2,800	4,400	4,700	
	56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57	2,400	3,000	4,400	4,800	
	58	2,400	3,000	4,400	4,800	
	59	2,400	3,000	4,400	4,800	
	60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61	2,500	3,200	4,500	4,900	
	62	2,500	3,200	4,500	4,900	
	63	2,500	3,200	4,500	4,900	
	64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65	2,600	3,300	4,700	5,000	
	66	2,600	3,300	4,700	5,000	
	67	2,600	3,300	4,700	5,000	
	68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69	2,600	3,400	4,700	5,100	
	70	2,600	3,400	4,700	5,100	
	71	2,600	3,400	4,700	5,100	
	72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73	2,700	3,500	4,700	5,100	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		
	85	2,800	3,800	5,000		
	86	2,800	3,800	5,000		
	87	2,800	3,800	5,000		
	88	2,800	3,800	5,000		
	89	2,900	3,900	5,000		
	90	2,900	3,900	5,000		
	91	2,900	3,900	5,000		

92	2,900	3,900	5,000		
93	3,000	4,000	5,000		
94	3,000	4,000	5,000		
95	3,000	4,000	5,000		
96	3,000	4,000	5,000		
97	3,100	4,100	5,100		
98	3,100	4,100	5,100		
99	3,100	4,100	5,100		
100	3,100	4,100	5,100		
101	3,100	4,200	5,100		
102	3,100	4,200	5,100		
103	3,100	4,200	5,100		
104	3,100	4,200	5,100		
105	3,200	4,300	5,100		
106	3,200	4,300			
107	3,200	4,300			
108	3,200	4,300			
109	3,200	4,400			
110	3,200	4,400			
111	3,200	4,400			
112	3,200	4,400			
113	3,200	4,400			
114	3,200	4,400			
115	3,200	4,400			
116	3,200	4,400			
117	3,300	4,500			
118	3,300	4,500			
119	3,300	4,500			
120	3,300	4,500			
121	3,300	4,600			
122	3,300	4,600			
123	3,300	4,600			
124	3,300	4,600			
125	3,300	4,700			
126		4,700			
127		4,700			
128		4,700			
129		4,700			
130		4,700			
131		4,700			
132		4,700			
133		4,700			
134		4,700			
135		4,700			
136		4,700			

137		4,700				
138		4,700				
139		4,700				
140		4,700				
141		4,700				
142		4,700				
143		4,700				
144		4,700				
145		4,800				
146		4,800				
147		4,800				
148		4,800				
149		4,900				
150		4,900				
151		4,900				
152		4,900				
153		4,900				
154		4,900				
155		4,900				
156		4,900				
157		4,900				
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2 (第3条の2関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員 の区分	職務 の級 号 級	1級	2級	特2級	3級	4級
	1	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	
	34	1,900	2,600	3,900	4,700	
	35	1,900	2,600	3,900	4,700	
	36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37	2,000	2,600	4,000	4,800	
	38	2,000	2,600	4,000	4,800	
	39	2,000	2,600	4,000	4,800	
	40	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41	2,200	2,800	4,000	4,900	
	42	2,200	2,800	4,000	4,900	
	43	2,200	2,800	4,000	4,900	
	44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45	2,200	3,000	4,100	5,000	
	46	2,200	3,000	4,100	5,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	
	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		
	84	2,800	4,000	4,800		
	85	2,800	4,100	5,000		
	86	2,800	4,100	5,000		
	87	2,800	4,100	5,000		
	88	2,800	4,100	5,000		
	89	2,900	4,200	5,000		
	90	2,900	4,200	5,000		
	91	2,900	4,200	5,000		

92	2,900	4,200	5,000		
93	3,000	4,300	5,000		
94	3,000	4,300	5,000		
95	3,000	4,300	5,000		
96	3,000	4,300	5,000		
97	3,100	4,400	5,100		
98	3,100	4,400	5,100		
99	3,100	4,400	5,100		
100	3,100	4,400	5,100		
101	3,100	4,400	5,100		
102	3,100	4,400	5,100		
103	3,100	4,400	5,100		
104	3,100	4,400	5,100		
105	3,200	4,500	5,100		
106	3,200	4,500			
107	3,200	4,500			
108	3,200	4,500			
109	3,200	4,600			
110	3,200	4,600			
111	3,200	4,600			
112	3,200	4,600			
113	3,200	4,700			
114	3,200	4,700			
115	3,200	4,700			
116	3,200	4,700			
117	3,300	4,700			
118	3,300	4,700			
119	3,300	4,700			
120	3,300	4,700			
121	3,300	4,700			
122	3,300	4,700			
123	3,300	4,700			
124	3,300	4,700			
125	3,300	4,700			
126	3,300	4,700			
127	3,300	4,700			
128	3,300	4,700			
129	3,400	4,700			
130	3,400	4,700			
131	3,400	4,700			
132	3,400	4,700			
133	3,400	4,800			
134	3,400	4,800			
135	3,400	4,800			
136	3,400	4,800			

137	3,400	4,900				
138	3,400	4,900				
139	3,400	4,900				
140	3,400	4,900				
141	3,500	4,900				
142	3,500	4,900				
143	3,500	4,900				
144	3,500	4,900				
145	3,500	4,900				
146	3,500					
147	3,500					
148	3,500					
149	3,500					
150	3,500					
151	3,500					
152	3,500					
153	3,500					
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則
この規則は、令和8年1月1日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年12月25日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第36号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

第11条第5項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第11条の2第5項中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第13項中「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第14条第1号中「370,400円」を「371,300円」に改める。

第20条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1（その1）から（その7）を次のように改める。

別表第1(第5条関係)
(その1) 研究職給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	197,400
2	198,500
3	199,700
4	200,800
5	201,900
6	204,100
7	206,200
8	208,300
9	210,400
10	212,400
11	214,500
12	216,500
13	218,500
14	220,400
15	222,300
16	224,100
17	225,800
18	227,600
19	229,400
20	231,300
21	233,100
22	234,900
23	236,600
24	238,300
25	240,000
26	242,100
27	244,000
28	245,900
29	247,900
30	249,000
31	250,100
32	251,200
33	252,600
34	253,900
35	255,300
36	256,700
37	258,100
38	259,600
39	261,100
40	262,700
41	264,100
42	265,500
43	266,900
44	268,300
45	269,800
46	271,100
47	272,300
48	273,500

49	274,700
50	275,800
51	276,900
52	278,000
53	279,000
54	280,100
55	281,100
56	282,200
57	283,200
58	283,900
59	284,400
60	285,000
61	285,600
62	286,200
63	286,800
64	287,300
65	287,900
66	288,400
67	289,000
68	289,500
69	290,100
70	290,800
71	291,400
72	292,000
73	292,600
74	293,200
75	293,800
76	294,500
77	295,100
78	295,800
79	296,500
80	297,000
81	297,600
82	298,200
83	299,000
84	299,600
85	300,100
86	300,700
87	301,400
88	302,000
89	302,500
90	303,100
91	303,800
92	304,400
93	305,000
94	305,600
95	306,200
96	306,800
97	307,100
98	307,600
99	308,200
100	308,700

101	309,100
102	309,500
103	309,800
104	310,200
105	310,600
106	311,000
107	311,400
108	311,700
109	311,900
110	312,300
111	312,600
112	312,800
113	313,100
114	313,400
115	313,700
116	314,000
117	314,200
118	314,500
119	314,700
120	315,000
121	315,300

備考

この表は、研究員に適用する。

(その2) 医療職(1) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	418,100
2	420,800
3	423,400
4	425,800
5	428,100
6	430,300
7	432,300
8	434,400
9	436,600
10	438,100
11	439,600
12	441,100
13	442,500
14	443,900
15	445,400
16	446,800
17	448,100
18	449,600
19	451,000
20	452,500
21	453,800
22	455,300
23	456,700
24	458,100
25	459,500
26	460,900
27	462,200
28	463,600
29	465,000
30	466,300
31	467,700
32	469,200
33	470,500
34	471,900
35	473,200
36	474,600
37	476,000
38	477,700
39	479,300
40	480,800
41	482,400
42	483,600
43	484,700
44	485,800
45	486,900
46	487,800
47	488,700
48	489,500

49	490,200
50	490,900
51	491,600
52	492,200
53	492,800
54	493,500
55	494,100
56	494,700
57	495,000
58	495,600
59	496,200
60	496,900
61	497,300
62	497,900
63	498,600
64	499,300
65	499,700
66	500,300
67	500,900
68	501,400
69	501,900
70	502,400
71	503,000
72	503,500
73	503,900
74	504,400
75	504,800
76	505,200
77	505,700
78	506,300
79	506,800
80	507,200
81	507,700
82	508,300
83	508,900
84	509,400
85	509,900

備考

この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(その3) 医療職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	202,200
2	204,300
3	206,400
4	208,500
5	210,500
6	212,500
7	214,600
8	216,400
9	218,200
10	220,100
11	222,000
12	224,100
13	225,800
14	227,800
15	230,000
16	232,200
17	234,300
18	235,400
19	236,400
20	237,500
21	238,600
22	239,400
23	240,300
24	241,100
25	242,000
26	242,900
27	243,800
28	244,700
29	245,500
30	246,300
31	247,000
32	247,900
33	248,600
34	249,200
35	249,900
36	250,600
37	251,300
38	251,900
39	252,500
40	253,100
41	253,700
42	254,300
43	254,900
44	255,400
45	255,800
46	256,400
47	256,800
48	257,200

49	257,600
50	258,100
51	258,600
52	259,100
53	259,400
54	259,700
55	260,000
56	260,300
57	260,600
58	260,900
59	261,200
60	261,500
61	261,800
62	262,100
63	262,400
64	262,700
65	263,000
66	263,300
67	263,600
68	263,900
69	264,200
70	264,600
71	264,900
72	265,100
73	265,300
74	265,600
75	265,900
76	266,100
77	266,300
78	266,600
79	266,900
80	267,100
81	267,300
82	267,600
83	267,900
84	268,100
85	268,300

備考

- 1 この表は、薬剤師、獣医師及び栄養士に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、臨床検査技師とし、この表を適用する。

(その4) 医療職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	223,000
2	224,900
3	226,700
4	228,400
5	230,100
6	232,100
7	233,900
8	235,600
9	237,300
10	239,200
11	241,100
12	243,000
13	244,800
14	246,800
15	248,900
16	250,900
17	252,900
18	254,900
19	257,000
20	259,000
21	260,900
22	262,100
23	263,200
24	264,400
25	265,500
26	266,300
27	267,200
28	268,000
29	268,800
30	269,500
31	270,200
32	270,900
33	271,700
34	272,300
35	272,900
36	273,400
37	274,000
38	274,700
39	275,400
40	276,100
41	276,800
42	277,400
43	278,100
44	278,700
45	279,500
46	280,200
47	280,900
48	281,600

49	282,100
50	282,600
51	283,000
52	283,400
53	283,700
54	284,200
55	284,600
56	285,000
57	285,400
58	285,800
59	286,100
60	286,400
61	286,800
62	287,200
63	287,600
64	287,900
65	288,200
66	288,600
67	289,000
68	289,300
69	289,700
70	290,200
71	290,600
72	290,900
73	291,300
74	291,800
75	292,300
76	292,800
77	293,300
78	293,800
79	294,400
80	294,800
81	295,300
82	295,700
83	296,200
84	296,700
85	297,100
86	297,500
87	298,000
88	298,600
89	299,000
90	299,500
91	300,000
92	300,500
93	301,000
94	301,400
95	301,900
96	302,500
97	303,100
98	303,600
99	304,100
100	304,600

101	305,000
102	305,500
103	305,900
104	306,300
105	306,700
106	307,100
107	307,500
108	307,800
109	308,000
110	308,300
111	308,500
112	308,800
113	309,100
114	309,300
115	309,600
116	309,800
117	310,100
118	310,300
119	310,600
120	310,900
121	311,200
122	311,500
123	311,800
124	312,100
125	312,300
126	312,500
127	312,800
128	313,200
129	313,400
130	313,700
131	314,000
132	314,400
133	314,600
134	314,900
135	315,200
136	315,600
137	315,800
138	316,100
139	316,400
140	316,700
141	316,900
142	317,200
143	317,600
144	317,900
145	318,100
146	318,300
147	318,600
148	318,900
149	319,100
150	319,300
151	319,600
152	319,900

153	320,300
154	320,500
155	320,700
156	321,000
157	321,300
158	321,600
159	321,900
160	322,200
161	322,600
162	322,900
163	323,200
164	323,500
165	323,900
166	324,200
167	324,500
168	324,800
169	325,200

備考

- 1 この表は、保健師及び看護師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助産師及び准看護師とし、この表を適用する。

(その5) 教育職(2) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	214,200
2	216,600
3	218,900
4	221,200
5	223,400
6	225,700
7	227,900
8	230,100
9	232,400
10	234,600
11	236,800
12	239,000
13	241,200
14	243,300
15	245,400
16	247,600
17	249,700
18	251,500
19	253,200
20	254,900
21	256,600
22	257,900
23	259,200
24	260,400
25	261,600
26	262,800
27	264,000
28	265,300
29	266,400
30	267,400
31	268,500
32	269,500
33	270,600
34	271,700
35	272,900
36	274,200
37	275,400
38	276,500
39	277,700
40	278,800
41	280,100
42	281,100
43	282,200
44	283,100
45	283,700
46	284,500
47	285,300
48	286,100

49	286,800
50	287,600
51	288,300
52	289,100
53	289,900
54	290,700
55	291,400
56	292,200
57	292,900
58	293,500
59	294,300
60	295,100
61	295,800
62	296,400
63	297,200
64	297,800
65	298,900
66	299,700
67	300,400
68	301,100
69	301,700
70	302,400
71	303,100
72	303,800
73	304,500
74	305,200
75	305,900
76	306,400
77	307,000
78	307,600
79	308,300
80	308,900
81	309,400
82	310,000
83	310,700
84	311,400
85	312,000
86	312,800
87	313,500
88	314,100
89	314,800
90	315,700
91	316,500
92	317,300
93	317,800
94	318,600
95	319,400
96	320,200
97	320,800
98	321,500
99	322,300
100	323,000

101	323,800
102	324,600
103	325,500
104	326,300
105	326,900
106	327,700
107	328,500
108	329,300
109	330,000
110	330,400
111	330,700
112	331,200
113	331,700
114	332,100
115	332,600
116	333,000
117	333,500
118	334,000
119	334,400
120	334,900
121	335,400
122	335,800
123	336,200
124	336,700
125	337,200
126	337,500
127	337,800
128	338,100
129	338,300
130	338,600
131	338,900
132	339,100
133	339,300
134	339,500
135	339,700
136	340,000
137	340,300
138	340,500
139	340,800
140	341,100
141	341,300
142	341,500
143	341,800
144	342,000
145	342,300
146	342,500
147	342,800
148	343,100
149	343,300
150	343,500
151	343,800
152	344,100

153	344,300
-----	---------

備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その6) 教育職(3) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	214,200
2	216,600
3	218,900
4	221,200
5	223,400
6	225,700
7	227,900
8	230,100
9	232,400
10	234,600
11	236,800
12	239,000
13	241,200
14	243,300
15	245,400
16	247,600
17	249,700
18	251,500
19	253,200
20	254,900
21	256,600
22	257,900
23	259,200
24	260,400
25	261,600
26	262,700
27	263,800
28	265,000
29	266,200
30	267,300
31	268,400
32	269,400
33	270,500
34	271,500
35	272,500
36	273,600
37	274,800
38	275,700
39	276,700
40	277,800
41	279,000
42	280,100
43	281,200
44	282,400
45	283,300
46	284,100
47	284,900
48	285,700

49	286,300
50	287,100
51	287,800
52	288,500
53	289,300
54	290,100
55	290,700
56	291,400
57	292,100
58	292,900
59	293,700
60	294,300
61	294,900
62	295,600
63	296,300
64	296,800
65	297,500
66	298,200
67	298,900
68	299,500
69	300,200
70	300,900
71	301,500
72	302,200
73	302,700
74	303,300
75	304,000
76	304,500
77	305,100
78	305,700
79	306,300
80	306,900
81	307,400
82	307,900
83	308,500
84	309,100
85	309,500
86	309,900
87	310,400
88	310,900
89	311,300
90	311,800
91	312,200
92	312,700
93	313,000
94	313,500
95	314,000
96	314,400
97	314,700
98	315,100
99	315,600
100	316,000

101	316,400
102	316,700
103	317,000
104	317,300
105	317,500
106	317,800
107	318,100
108	318,300
109	318,500
110	318,700
111	319,000
112	319,300
113	319,500
114	319,700
115	319,900
116	320,200
117	320,500
118	320,700
119	321,000
120	321,300
121	321,500
122	321,700
123	321,900
124	322,200
125	322,500

備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その7) 行政職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	197,000
2	198,100
3	199,300
4	200,400
5	201,500
6	203,200
7	204,800
8	206,400
9	207,900
10	209,600
11	211,200
12	212,800
13	214,400
14	216,100
15	217,800
16	219,500
17	220,700
18	222,300
19	223,900
20	225,400
21	226,900
22	228,500
23	230,100
24	231,800
25	233,400
26	235,100
27	236,400
28	237,700
29	239,000
30	240,100
31	241,200
32	242,300
33	243,400
34	244,300
35	245,200
36	246,200
37	247,300
38	248,200
39	249,100
40	249,900
41	250,700
42	251,400
43	252,000
44	252,600
45	253,300
46	253,900
47	254,500
48	255,100

49	255,600
50	256,200
51	256,800
52	257,300
53	257,700
54	258,100
55	258,400
56	258,700
57	259,000
58	259,300
59	259,600
60	259,900
61	260,200
62	260,500
63	260,800
64	261,100
65	261,400
66	261,700
67	262,000
68	262,300
69	262,600
70	262,900
71	263,200
72	263,500
73	263,800
74	264,100
75	264,500
76	264,800
77	265,100
78	265,400
79	265,700
80	266,000
81	266,300
82	266,600
83	266,900
84	267,200
85	267,500
86	267,800
87	268,100
88	268,400
89	268,700
90	269,000
91	269,300
92	269,600
93	269,900

備考

この表は、他の給料・報酬表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

第2条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第11条の2第5項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第13項中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第20条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則」という。）第10条、第14条及び別表第1の規定は、令和7年12月に期末手当を支給された会計年度任用職員に限り、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則第11条、第11条の2及び第20条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則の規定による給与の内払とみなす。